

グループホームひおきの里 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人みゆき会が開設する認知症対応型共同生活介護ひおきの里（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、入居者の意志及び人格を尊重し、入居者の立場に立った、適正かつ円滑な認知症対応型共同生活介護（短期利用含む）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用含む）（以下、「サービス」という）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、前条の目標達成のため、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明するものとする。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(主たる事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

グループホーム ひおきの里

(2) 所在地

鹿児島県日置市日吉町日置407番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 看護師または介護職員 入居者3名またはその端数を増すごとに1名以上

看護師は、入居者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。また、介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、適切なサービス

の提供を行う。

- (3) 計画作成担当者 2名以上（ユニットごとに1名、管理者もしくは介護職員と兼務）

計画作成担当者は、入居者及び家族の相談に応じるとともに、適切な認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という）を作成し、関係機関との連絡、調整を行う。

（入居定員）

第5条 事業所の入居者の定員は2ユニット18名（1ユニット9名）とする。

（指定＜予防＞認知症対応型共同生活介護＜短期利用含む＞の内容）

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護は、入居者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、適切に行う。
- (2) 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術をもって行う。
- (3) 介護は、入居者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。
- (4) 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と共同で行うよう務めるものとする。
- (5) 入居者又は家族が、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを行うことが困難な場合は、その者の同意を得た上で、当該手続きの代行を行う。
- (6) 看護師を中心に、協力医療機関との連携を密にし、入居者の健康管理に務める。

（利用料）

第7条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受けるものとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 部屋代 | 1,270円/日 |
| (2) 食事代 | 1,310円/日 （朝 320円、昼 520円、夜 470円） |
| (3) 水道光熱費 | 450円/日 |
| (4) おむつ等日用品費 | 実費 |
| (5) 付き添い費 | 2,000円/30分未満
4,000円/1時間未満（以降1時間単位） |

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

- 3 前各号の利用料の支払いを受けたときは、介護報酬対応部分とその他の費用（個別の費用ごとの明細がわかるようにしたもの）を分けて記載した領収書を交付する。
- 4 入居者は、事業所に対し一時預かり金として20,000円を利用契約締結時に支払います。契約終了後にマットレスのクリーニング（業者委託）代及び居室の原状回復費及び延滞料金等がある場合に精算し、残金は入居者に返還します。（短期利用の場合、預り金やマットレスのクリーニング代は発生しません）
- 5 事業の提供の開始に際し、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン））

第8条 サービスの提供を開始する際には、入居者の心身状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護する者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを個別に作成する。（短期利用型については第21条第3項参照）

- (1) ケアプランの作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な生活の確保に努める。
- (2) ケアプランの作成にあたっては、その内容について入居者又は家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで入居者に交付する。
- (3) 入居者に対し、ケアプランに基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- (4) ケアプランの作成後においても、常にプランの実施状況及び入居者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
- (5) ケアプランの目標及び内容については、入居者又はその家族に説明を行うとともに、その実施方法や評価についても説明を行い記録する。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 事業所の入居者は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療する必要があること。

- 2 入居後利用者の状態が悪化し、前号に該当しなくなった場合には、退去となる場合がある。退去に際しては、入居者及び家族の意向をふまえた上で、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める。

(緊急時における対応方法及び損害賠償)

第10条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずる。

- 2 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、日置市、当該入居者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずる。
- 3 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 損害賠償責任保険に加入し、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回避難・救出訓練等を実施する。

(虐待防止のための措置)

第12条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を準備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施し、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。適切に実施する為、担当者を置く。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (5) 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、身体拘束その他入居者の行動を制限しないものとする。ただし、入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし、その場合を速やかな解除に務めるとともに、理由を入居者本人に説明し、理由及び一連の経過を入居者代理人に報告するとともに記録するものとする。

(苦情処理)

第14条 入居者又はその家族からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情への対応策を講じるとともに、その内容、経過について記録する。

- 2 苦情に関して日置市や国民健康保険団体連合会等の調査、指導、指示があった場合には、協力し従うものとする。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(運営推進会議)

第16条 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- (1) 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- (2) 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。
- (3) 運営推進会議は事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(衛生管理)

第17条 入居者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(秘密保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- (1) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、利用者に対し適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活介護を提供した日より5年間保存する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人みゆき会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

(短期利用共同生活介護)

第20条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- (1) 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
- (2) 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- (4) 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- (5) 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図る事とする。

(ハラスメントの防止)

第21条 当施設及び従業者は、以下のハラスメント行為を防止する観点から、すべてのサービスを対象とし、必要な体制の整備を講ずるものとする。

- (1) (セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント（迷惑行為）、その他妊娠や介護に関わるハラスメント等を含む)
- (2) ハラスメント防止に対するマニュアルを作成し、定期的な研修を実施する。

- (3) ハラスメント対策として対応窓口を設置し、以下の者をハラスメント受付担当とし、対応にあたり、速やかに必要な措置を講ずる。

グループホーム 管理者

(感染対策の強化)

第22条 当施設は、感染症の予防及びまん延を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(個人情報の保護)

第23条 当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 2 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画)

第24条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は平成24年3月24日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は令和元年10月1日から施行する。

この規定は令和2年3月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和5年7月1日から施行する。

この規定は令和6年3月1日から施行する。